○防衛省告示第九十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月二十一日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年六月四日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区　域　水戸沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一四一度〇四分四八秒

(イ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度〇〇分一二秒　東経一四一度二〇分四八秒

(エ)　北緯三六度〇〇分一二秒　東経一四一度〇四分四八秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十六号及び二百八十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
燕市吉田鴻巣字ヤケ七三番一から同市吉田鴻巣字糺九一番二まで	前	一四・七五メートル～一八・五〇メートル
	後	一六・七五メートル～一八・五〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十九号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十二年五月二十一日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　登録小型船舶教習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（変更前）

沖縄県立翔南高等学校　校長　下地　盛雄

沖縄県宮古島市平良字下里二八八番地

（変更後）

沖縄県立宮古総合実業高等学校　校長　下地　廣治

沖縄県宮古島市平良字下里二八〇番地

二　登録小型船舶教習事務を行う事務所の所在地

（変更前）

沖縄県宮古島市平良字下里二八八番地

（変更後）

沖縄県宮古島市平良字下里二八〇番地

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

五月十九日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

五月十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

議案通知書受領

五月十九日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案

質問書提出

五月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

これからの介護保険事業に関する質問主意書（木村太郎提出）

『現代仮名遣い』（昭和六十一年七月一日内閣告示第一号）の運用に関する質問主意書（稲田朋美提出）

検察庁による定例記者会見の開放に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

いわゆる袴田事件に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

議事日程

五月二十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十九号

平成二十二年五月二十日（木曜日）

午後一時開議

第一　北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案（第百七十三回国会、石破茂外十名提出）

第二　国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（第百七十三回国会、内閣提出）

第三　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

第四　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　児童扶養手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案提出

五月十九日議員から次の議案が提出された。

国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案（西岡武夫外十二名発議）

要求書提出

五月十九日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。

国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案（西岡武夫外十二名発議）

議案付託

五月十九日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（林芳正外三名発議）（参第七号）

幹部国家公務員法案（林芳正外三名発議）（参第八号）

内閣委員会に付託